

令和3年2月定例会 総務委員会（付託）

令和3年2月24日（水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

浪越委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（13時03分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案及び追加提出予定議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（提出議案（追加）、提出予定議案（追加）、

補正予算案の概要（追加分）、第1号補正予算案の概要、説明資料（その3））

- 議案第62号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第11号）
- 議案第63号 令和2年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 令和2年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）
- 議案第78号 令和2年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 令和2年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 徳島県税条例の一部改正について

【報告事項】

なし

板東経営戦略部長

2月県議会定例会に追加提出いたしました案件につきまして、お手元に御配付の令和3年2月徳島県議会定例会提出議案（追加）により御説明いたします。

去る2月18日の一般質問日に提出いたしました案件は、補正予算案24件と条例案1件の合計25件となっております。

そのうち、補正予算案の内訳は、一般会計が第62号及び第86号の2件、特別会計が第63号から第79号までの17件、企業会計が第80号から第84号までの5件となっております。第85号の条例改正につきましては、地方税法の一部改正により、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の種別割の税率の特例措置が見直されること等に伴い、所要の改正を行うものであります。

また、閉会日には、去る2月5日開会の総務委員会において御説明いたしました収用委員会委員及び予備委員、海区漁業調整委員会委員に係る人事案件に加え、「未知への挑戦」とくしま行動計画に係る第87号議案を追加提出する予定といたしております。当案件は、行動計画の一部変更について、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の規定により議決をお願いするもので、2月25日の総務委員会において、政策創造部から詳細に御説明いたしますので、十分御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

補正予算案につきましては、お手元に別途お配りしております、令和2年度2月補正予算（案）の概要（追加分）及び令和3年度第1号補正予算（案）の概要により、順次御説明いたします。

まず、一般会計をはじめ、特別会計及び企業会計の令和2年度補正予算案につきましては、令和2年度2月補正予算（案）の概要（追加分）を御覧ください。

1 ページの1に記載のとおり、一般会計の補正予算額は289億4,051万9,000円の減額となっております。

2 ページをお開きください。

歳入歳出予算の款別の内訳表でございます。

まず、（1）の歳入であります、主なものにつきまして御説明申し上げます。

09の国庫支出金につきましては、災害復旧事業費国庫負担金の減などにより減額となっております。

12の繰入金につきましては、交通網整備利用促進基金の減などにより減額となっております。

13の繰越金につきましては、令和元年度決算剰余金の確定により増額となっております。

14の諸収入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業の所要額の減などにより減額となっております。

15の県債につきましては、災害復旧債の減などにより減額となっております。

次に、下段の（2）の歳出であります、02の総務費につきましては、財政調整基金及び二十一世紀創造基金への積立てを行うことなどから増額となっております。

06の農林水産業費及び08の土木費につきましては、いずれも災害関連事業費の確定などによる減額であります。

07の商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業の所要額の減などによる減額であります。

10の教育費につきましては、給与費の所要額の減などによる減額であります。

11の災害復旧費につきましては、現年発生災害復旧事業費の確定などによる減額であります。

3 ページにつきましては、歳出予算の性質別の内訳を記載いたしております。

4 ページ、5 ページを御覧いただきまして、4 ページが特別会計、5 ページが企業会計であります、それぞれ事業費の確定等に伴う補正でございます。

次に、令和3年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、令和3年度第1号補正予算（案）の概要を御覧ください。

1 ページでございますが、一般会計の補正予算額は1億7,000万円、債務負担行為設定額が6億8,000万円となっており、内容は県市協調による新ホール整備を推進するため、設計及び調査の経費を計上させていただくものであります。

資料2 ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります、（1）に記載のとおり、繰入金となっております。また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、教育費におきまして補正額を計上いたしております。歳出の性質別の内訳につきましては、3 ページに記載のとおりでござ

ざいます。

追加提出議案の全体状況の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係で追加提出いたしました議案につきまして、お手元の総務委員会説明資料（その3）により概要を御説明申し上げます。

今回、提出いたしました議案は、補正予算案5件、条例案1件でございます。

説明資料1ページをお願いいたします。

令和2年度徳島県一般会計補正予算案でございますが、補正額は58億7,110万9,000円の増額で、補正後の予算総額は1,269億1,955万2,000円となっております。この増額の主な要因は、各種基金の積立金の補正などでございます。

2ページをお開きください。

特別会計につきましては、事業費の確定等に伴う補正であり、補正額は12億6,985万3,000円の減額で、補正後の総額は1,501億1,158万7,000円となっております。

3ページを御覧ください。

次に、各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。

各課の共通要素としまして、給与費の補正を計上しております。

それではまず、秘書課についてでございますが、秘書業務、行政広報に要する経費等の補正でございます。

4ページをお開きください。

総務課につきましては、私立学校の振興に要する経費等の補正でございます。

5ページを御覧ください。

人事課につきましては、職員研修に要する経費等の補正でございます。

6ページをお開きください。

職員厚生課につきましては、職員の健康管理等に要する経費等の補正でございます。

7ページを御覧ください。

7ページから8ページまで、財政課につきまして記載しておりますが、各種基金積立金の補正及び県債の元金償還に要する経費等の補正でございます。

9ページを御覧ください。

9ページから10ページまで、管財課につきまして記載しておりますが、庁舎の維持管理に要する経費等の補正でございます。

11ページを御覧ください。

11ページから12ページまで、税務課につきまして記載しておりますが、地方消費税収入の都道府県間の清算金の補正及び市町村に対する各種交付金等の補正でございます。

なお、13ページには県税等収入見込額を記載しており、当該県税の内訳につきましては裏面14ページに記載のとおりでございます。

15ページを御覧ください。

スマート県庁推進課につきましては、県庁総合サービスネットワークの経費等の補正でございます。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理をするための経費の補正でございます。

16ページをお開きください。

監察局監察評価課につきましては、監察事務及び行政評価事務執行に要する経費等の補正でございます。

17ページを御覧ください。

監察局法人検査課につきましては、農林水産団体等の検査事務に要する経費等の補正でございます。

18ページをお開きください。

監察局法制文書課につきましては、文書管理事務に要する経費等の補正でございます。

19ページを御覧ください。

19ページから20ページまで、出納局につきまして記載しておりますが、出納事務執行に要する経費等の補正でございます。

議会事務局・人事委員会事務局・監査事務局につきましては、それぞれ運営に要する経費の補正でございます。

21ページを御覧ください。

繰越明許費の追加といたしまして、管財課所管の万代庁舎等管理費、議会事務局所管の議会活動経費におきまして、計画に関する諸条件により年度内の完成が見込めなくなったことから、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

今後、事業の早期完了に鋭意努めてまいる所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

22ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

23ページを御覧ください。

2、その他の議案等といたしまして、条例案1件を23ページから24ページまで記載してございますが、内容につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

追加提出議案の御説明につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

経営戦略部からは以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 浪越委員長

以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 立川委員

昨今、新型コロナウイルス感染症の影響で社会の中でもデジタル化が急速に進んでいると思います。今定例会開会日の知事所信の中でも、デジタル社会の実現を重点テーマとして挙げられておりましたが、デジタル化を進める上でAIやRPAなどの先端技術の活用も大変重要だと考えております。

そこで、デジタル社会の実現に向けた取組についてお伺いしたいと思います。

知事の所信では、県では来るべきデジタル社会の到来を見据え全国に先駆けてRPAを導入して、会計事務の自動化、効率化を進めてきたとのことでありましたが、その内容と成果について教えてください。

原田出納局副局長

ただいま立川委員から、会計課において取り組んだRPAの内容と成果について御質問いただきました。

RPAはロボティック・プロセス・オートメーションの略で、ロボットによる業務自動化を意味し、これまで職員が行ってまいりました定型的なパソコンの操作を作業指示書となるシナリオとして記憶させたソフトウェアに代行させるもので、難解なプログラミング言語を使うことなく、Excelの操作の組合せなどを通じまして、作業を実行させるものでございます。

会計課では、平成30年度に会計事務自動化実証事業を行いまして、支払関係業務をはじめ6業務27のパソコン作業にRPAを活用し、効果の検証を行いました。

具体的に申しますと、例えば支払関係業務では、支払金額や予算科目、債権者情報などを財務会計システムに入力いたしまして、支出書類を印刷するまでの作業や、物品調達業務では、総合県民局において物品を一括調達するため、複数の職場からの要求の取りまとめや発注書を作成する作業などを、RPAを使って自動化いたしまして、実際の業務で時間を計測し効果測定いたしましたところ、職員のパソコン作業時間の96.2パーセント、年間換算で約3万3,000時間の削減効果が実証されたものでございます。

令和元年度には、実証したRPAの効果を全庁に波及させるため、会計事務における新たな活用業務の検討や利用促進を図ることを目的に、庁内にプロジェクトチームを設置いたしまして検討した結果、新たに20のシナリオを作成し、適用業務の拡大につなげることができました。また、ヘルプデスクの設置やシナリオ作成技術支援等によるフォローアップ体制の充実も図ったところでございます。

さらに、令和2年度につきましては、RPAの全庁における利用拡大の一層の推進ということで、シナリオ作成人材の育成といたしまして、初めてのRPA研修、シナリオ作成専門研修など職員の習熟度に応じたきめ細かな研修を、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響も受けまして、リモートあるいは少人数で実施いたしますとともに、新たなシナリオの実装といたしまして、全庁的に汎用性の高い監査調書作成業務や新型コロナ対応企業応援給付金など新たに15の事務作業について作業自動化シナリオを実装するなど、毎年度RPAの適用業務を拡充いたしまして、業務の効率化を進めているところでございます。

立川委員

3万3,000時間が削減できたということで、この削減された時間は当然ほかの仕事ができるわけですので、会計事務で大きな効果があったということがよく分かりました。

実際、数字などで見える効果があるのでしたら、会計事務以外の事務にも積極的に進めていくべきだと思います。

令和3年度の経営戦略部の主要施策の概要に、AI・RPA等テクノロジーの全庁展開による業務改革の加速とあり、RPA環境拡充事業が計上されているのですが、今後RP

Aについてどのように取り組んでいかれるのか教えてください。

脇田スマート県庁推進課長

RPAについての御質問でございます。

RPAにつきましては、令和2年度は、当課でRPAの運用基盤の管理、会計課で研修実施などの技術支援と役割を整理しておりましたが、令和3年度からは、当課に業務を集約して実施していく予定としております。

御質問のありましたRPA環境拡充事業の事業内容でございますけれども、RPAの運用基盤について、システムの運用、保守やシナリオ作成、実行するためのライセンスの確保など安定的に運用できる環境を構築しております。

令和2年度からは、シナリオの作成や実行するためのライセンスを28から38と10ほど増やしております、全庁展開に対応し、できるだけ多くの業務で利用できるよう環境を整えているところでございます。

また、職員が自らの業務を見直し、RPAによる業務改善が図られるようにRPAシナリオを作成できる人材を増やすため、習熟度に応じた職員研修の実施やヘルプデスクの設置なども引き続いて実施し、サポート体制を構築してまいりたいと考えております。

経費につきましては、RPA等の年間ライセンスの使用料が1,494万6,000円、ヘルプデスクの設置や職員研修の実施、ソフトウェアのメンテナンス等の運用委託費等で1,021万9,000円、合わせて2,516万5,000円を令和3年度の予算として計上させていただいております。

また、RPAの対象となりそうな業務については、今後も拡大していくということで全庁的に照会しております、今後はより高い効果が見込まれるような事業から検討を進めていくとともに、昨年12月にデジタル社会推進タスクフォースを設置しておりますので、そちらも活用しながら、現在適用している業務の横展開についても周知を図って推進してまいりたいと考えております。

このようにライセンス料等の年間の維持費は掛かるのですが、定型業務の事業化を推進しまして、単純な作業に係る超勤時間の削減など職員の働き方改革につながるように、全庁的な活用を更に進めてまいりたいと考えております。

立川委員

職員の方の働き方改革や内部事務の効率化の観点からも、約2,516万円のランニングコストが掛かっていくという中で、全て費用対効果で言うわけではないのですが、コストに見合った、先ほど会計課だと3万3,000時間削減されたということでしたけれど、これが何万時間になったかという結果をまた教えていただきたいと思っております。

こういうAIやRPAなどの先端技術を幅広い業務に取り入れていただいて、今後も積極的に効率化を目指していただきたいと思っております。

高井委員

私のほうからは大きく二つ、私立学校の支援事業についてと、あと、肝煎りで促進しているローカル5Gプロジェクト加速事業についてお伺いしたいと思います。

まず、私立学校のほうからお聞きしたいと思います。

先般、生光学園でクラスターが発生し、大変な状況だったと思います。高校入試の直前だったこともあり、非常に心配されましたが、その後は落ち着いているのではないかと思いますし、入試のほうも無事終わったとお聞きしております。

私立学校は知事部局のほうで支援しておられるわけですが、クラスター後の対応について、新型コロナウイルス感染症対策への支援の状況をまず教えていただけますか。

臼杵経営戦略部次長

生光学園のクラスター発生に関する県からの支援についてでございます。

委員からもお話がございましたように、1月19日に生光学園で新型コロナウイルスの感染が発生いたしまして、その後、高校生23名がPCR検査で陽性になったところでございます。

現在の学校の状況でございますけれども、入院、また療養施設に入所しました生徒23名全員が2月15日までで退所や退院をしております、現在も健康状況につきましては問題ないということでございます。

また、学校の現在の状況でございますけれども、クラスター発生後臨時休業を行っていましたが、その後リモート授業なども行いまして、2月3日からは本格的に授業を再開しておるところでございます。

委員からございました私立学校への支援でございますけれども、本年度6月と9月に補正予算を頂きまして、私立学校への新型コロナウイルス感染症対策としまして支援を行ってきたところでございます。

少し申し上げますと、まず各私立学校が購入いたしますマスクや消毒液などの消耗品、あるいは空気清浄機などの購入に対します補助を行ってきたところでございます。県内の小・中・高校、専修学校8校が対象でございますして1校当たり上限といたしまして150万円、全額県費でございますして各学校の持ち出しはないというものでございます。

また、国の事業も活用いたしまして、これも感染防止対策であります、こうした物品の購入などの事業に支援していただいたところでございます。対象としては、これも県内の小・中・高校、専修学校の高等課程8校でございますして、補助額としましては学校によりまして違うんですけれども、小中学校が50万円から75万円程度、高校、専修学校は100万円となっております、国の二次補正、三次補正でそれぞれ支援いただいたところでございます。

各学校にはこうした制度をフルに活用いただきまして、各学校におきます感染防止対策に取り組んでいただいたというところでございます。

また、クラスター発生後の学校に対する支援でございます。

生光学園がクラスターとして認定されたのが1月21日でございますして、この同じ日に県内の私立学校、小・中・高校全てを対象といたしまして、緊急の感染防止対策の徹底に係る説明会を開催いたしまして、改めて各校における感染防止対策の徹底をお願いしたところでございます。

また、生光学園に対しましては、生徒の感染防止対策用として、また入学者選抜試験におけます願書の受付や試験監督などの感染防止対策に、県が備蓄をしておりますフェイス

シールド500枚、プラスチックのガウン300枚、手袋1,000組、アルコール4缶を提供させていただいたところでございます。

また、感染した生徒や感染が心配な生徒の心のケアといたしまして、24時間子供SOSダイヤルやこころとからだのサポートセンターなど、生徒が直接気軽に電話でき、個人情報を守っていただける、こうした県や国の相談窓口を改めて周知したところでございます。

学校に対します支援といたしましては、このような状況でございます。

#### 高井委員

徳島県は私立学校の数が少ないですが、そうやって細やかに対応していただくよう、引き続きお願いしたいと思います。クラスター事案については、生徒さんも無事、皆元気でおられるということで安心いたしました。引き続き、よろしくお願いしたいと思います。

それで、公立学校のほうはタブレット端末の配備のことが新聞等に載っていました。徳島県は全国で初めて小・中・高校まで全ての児童生徒にタブレット端末が行き渡るように、いち早く整備をするということで、すばらしいことだと思います。インターネット環境が非常に優れているので、そうしたこともアドバンテージになろうかと思えます。

ただ、タブレット端末の配備に関しては、やはり全国一斉にGIGAスクール構想がぐっと進んでいくものですから、品薄になってきているというふうなことも聞いています。

公立学校の件は、先般新聞に載っておりまして、授業の開始が一部新年度になろうかということもニュースに出ておりますが、私立学校もオンライン授業の環境整備を支援するというので、いろいろと予算組みされていると思いますので、こうしたタブレット端末の準備状況など分かる範囲で教えていただけますか。

#### 臼杵経営戦略部次長

私立学校に対しますタブレット端末の購入に関する御質問でございます。

9月補正予算におきまして、県内の私立高等学校3校と専修学校高等課程1校に対するタブレット端末の購入経費につきましてお認めいただいたところでございます。

この補正予算によりまして、GIGAスクール構想の推進ということで、県内全ての私立高等学校などにおいて、既に配備済みの端末と合わせまして、一人1台端末の体制が実現できるということになりました。現在、各学校におきまして購入手続の最終的な調整を進めていただいているところでございます。

また一方で、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、全国的にオンライン学習に必要なタブレット端末の需要が増加しております。繰越しの事務手続を行う1月中旬ですけれども、この時点におきましては一部の学校で年度内に確実に購入ができるかどうか懸念されましたので、年度内に購入できなかったことを想定し、来年度への繰越しの手続をさせていただいたところでございます。

現在、各学校に確認いたしましたところ、全4校のうち1校につきましては2月上旬に納入できたところでございます。2校につきましては、3月上旬から中旬にかけて納入ということで業者と確認が取れておるというところでございます。

また、残り1校につきましても現在納入日を調整しておりまして、3月中の納入の見込みが立っているということで、全校が年度内での購入の見込みが立っているという状況にございます。

高井委員

安心しました。

できれば新年度からそろそろような形が望ましいと思いますし、公立高校と両方が足並みをそろえていけるように期待したいと思います。ありがとうございました。

それでは、ローカル5Gの事業についてお聞きしたいと思います。

まず、当初予算と補正予算の両方に事業を付けているローカル5Gプロジェクト加速事業です。これは県としては大きな目玉予算の一つであろうかと思えます。

この事業について、概要と内訳等教えていただけますでしょうか。

佐光スマート県庁推進課業務改革・セキュリティ担当室長

ローカル5Gの計画についてでございます。

まず、今年度予算において県内10か所のローカル5G基地局の整備を行っております。

この進捗でございますが、先行して免許制度が始まった28ギガヘルツ帯のローカル5Gにつきましましては、昨年9月に中央テクノスクールと県庁万代庁舎で試験局の免許を頂き稼働を開始しております。

ローカル5Gの無線機等については新しい製品でございますので、特に昨年12月18日に免許の受付が始まった4.6ギガヘルツから4.9ギガヘルツのSub6という電波帯の製品につきましましては、現在のコロナ禍による各工程の製品検査や製造の遅れで、技適と呼ばれます製品の技術適合登録検査を行いながら、製品出荷と総務省の電波の免許取得の手続を並行して行っておりまして、正に今最大の繁忙期を迎えております。

内容としましては、医療分野では県立中央病院や県立海部病院において、超高速・低遅延を生かした医療情報共有や遠隔医療の推進、河川監視では海部川、那賀川に設置し、災害時のアクセス集中の影響を受けないローカル5Gの特性を生かして、インターネットやCATVに24時間配信する計画でありまして、地域住民の避難判断に活用していただきます。

農林分野では、農林水産総合技術支援センターでの遠隔技術指導や先端技術展開、産業支援では工業技術センターと中央テクノスクールで生産ラインの自動化支援や5G技術者の養成、行政分野では万代庁舎や南部総合県民局、西部総合県民局でのフリーアドレスやVR、ARの研修による新しい働き方の推進等の展開を進めております。

執行につきましましては、2月議会で繰越しの手続をお願いしているところでございます。

一方、2月先議でお認めいただいた補正予算において、もう一つの県立病院であります三好病院においてもローカル5G基地局を設置し、令和3年度前半にも稼働させることで、県立3病院をつなぐ5G高速ネットワークを完成することにより、従来の電子カルテ連携だけでなく、超高速・低遅延を生かした4K動画等高度な医療画像のリアルタイム連携に対応しまして、遠隔診療、地域連携医療に生かしてまいります。

また、今年度のローカル5G対応にも使用しました、徳島県の誇る光ファイバー網を最

大限に利用するため、県内各地域の拠点を結ぶ光回線を高速化して、近い将来のローカル5G対応を行う際の基盤となるべき高速幹線ネットワークを整備しまして、高価な基地局の整備に先んじまして、まずは各地域の医療機関連携や高速ネットワークを要求する誘致企業等の需要に役立ててまいりたいと考えております。

#### 高井委員

確認ですが、確か遠隔医療については海部病院が、去年はキャリアからお借りした5Gを利用して実証実験をしていたと思います。

それでうまくいったので、引き続き独自でローカル5Gの基地局を設置して広げていくということになったんだらうと思うのですが、三好病院は令和3年度前半までということで今回答がございました。海部病院や中央病院においては、既にローカル5Gの基地局が設置できているということなのでしょうか。12月18日から免許が取得可能になっているので、既に10か所は使えるという状況なのか、それとも今は整備中ということですか。整備の時期が決まっているのであればもう少し教えていただけますか。

#### 佐光スマート県庁推進課業務改革・セキュリティ担当室長

今年度の稼働状況ということだと思います。

今回、免許の申請自体は12月18日からです。それに合わせて整備することにつきましては、今、正しく免許の取得申請中というところで、3月にならないと免許自体が下りないという状況でございますので、それからの設置ということにならざるを得ないと思っております。

その中で、特別に、県立工業技術センターと海部病院、中央病院につきましては、実験局ということで、今、試験的ではあるのですが、ローカル5G基地局を設置いたしまして、実際に通信を行って、テストというようなことを行っております。

それとキャリアの株式会社NTTドコモが以前に実証実験されたということとの対比なんですけれど、こちらにつきましてはローカル5Gを使うほうが、より高速性でありますとか、先ほど河川のところで少し申しましたけれど、他のトラフィックの影響を受けないので安定して高速回線が使えるということで、基幹病院の連携には恐らくローカル5Gのほうがより向いている、ふさわしいものというふうに思っております。

今後の展開で、例えば救急車や在宅など、どうしてもローカル5Gの電波が届かない所につきましては、これはキャリアさんの5Gによるところが大きくなりますが、基本的にはすみ分けができていますと考えております。

#### 高井委員

私も余り詳しくないので、基地局を造るにはお金が掛かるということですので、ローカル5Gの基地局設置とキャリアの5Gの展開がどれぐらい進んでいくものなのか、今一つ分かりません。5G時代が来ることがいろいろな所でささやかれておりますが、5Gの環境のある所で一般人が使えるようになるのは、もう少し遠いのかなという気がしております。

ただ、コロナ禍の中で、高速ネットワーク環境を整備するというのは非常に大事なこと

です。徳島県は、光ファイバー網の整備が先んじて進んでおりますので、この点は先見性がある、知事肝煎りの策が正に今の時代にずどんと合ったのだらうと感じます。

今の状況は分かりました。令和3年度当初予算と令和2年度2月補正予算では、合わせて1億1,800万円の予算をお取りになっていますが、これからの県庁スケッチブック計画というのを書いているということは、今の10か所の申請からまた更に広げていくようなお考えでいるのか。来年度の予算は今手続中のものに対応するのですか。また、このスケッチブックの計画は、どういうものになっていくのか、教えていただけますか。

佐光スマート県庁推進課業務改革・セキュリティ担当室長

まず、全体利用の中の県庁スケッチブック計画の位置付けということだと思います。

県庁スケッチブック計画につきましては、基本的に県庁万代庁舎に5Gの網を掛けたような状態を作りまして、パソコンをどちらに持ち歩いても接続できるという環境を作るとともに、安定した通信基盤を提供することによって、これからのコロナ禍の中で、会議室に突然行って仕事しなければいけないなど、こういった急きよの対応においても、いつでもインターネット環境が提供できるということを作ることというふうに考えております。

全体計画の中では、既に今年度事業としてある程度、基本的な整備は行おうと思っております。ただ、先ほどの説明にありましたとおり、現在のところ、3月を超えて来年度前半ぐらいまで時間掛けて整備する形になっているという状況です。

高井委員

もう少しイメージをつかみたいのですが、基地局は、設置費用が随分掛かるというふうにお聞きしています。もちろん、これからどんどん設置されていって、技術が開発されていって、民間事業もいろいろ取り組んでいけば、基地局の設置費も段々下がっていくのではないかと期待をしたいところなのですが、今は大体基地局一つ造るのに、どれぐらいの費用が掛かるものなのか教えていただけますか。

佐光スマート県庁推進課業務改革・セキュリティ担当室長

ローカル5Gの基地局が、1基当たり幾らかというお話かと思えます。

ローカル5Gの基地局は、5Gの無線を打つ無線機だけでなく、CU、DUと呼ばれる無線機の集線装置や光ネットワークを高速化するWDM装置など基盤と共に構成されて初めて機能を発揮します。

現在のところ無線機などの必要機材をそろえて工事を行い稼働させるのに、1基単独で設置する場合には2,000万円程度が必要となります。

ただ、無線機単体では、現在でも400万円程度になるため、今後インフラの高速化がより充実してくるとともに、設置に要する金額はそれに近づいていくものと考えております。

高井委員

分かりました。なかなか難しいことなのだと思いますが、徳島県は、先んじて5G環境がいい状態に持っていきけるように是非、引き続き期待したいと思います。

山田委員

私のほうからは、大きく分けて2点聞きたいと思います。

まず、米軍機の低空飛行の問題です。

過去10年で最も多い目撃情報と既に報道されていますけれども、今までの県内での目撃情報、最多の目撃と先ほども紹介しましたが、そういうことが言われていますので、その状況、夜間の目撃情報と100デシベル以上などの騒音を観測した日数等々教えていただけますか。

臼杵経営戦略部次長

米軍機の低空飛行に関しての御質問でございます。

本年度の目撃情報について申し上げます。2月23日現在となりますが、4月以降で県内で65日の米軍機と見られる目撃情報が寄せられておるところでございます。

昨年度は、過去10年で最も目撃情報が多い年でしたが、年度全体で57日の目撃ということでございまして、本年度は既にそれを上回るという状況でございます。

また、夜間の目撃情報ですが、午後8時以降の目撃情報は、これも年度単位となりますが、2月23日現在で4月以降、県内で15日の情報が寄せられております。

昨年と目撃情報と比較いたしますと、令和元年度は1年間で8日という状況でございました。

次に、騒音の測定状況でございますが、今年度最大の騒音測定値は10月2日に那賀町で測定されました109.4デシベルというものでございます。一般的に申しますと100デシベルを超えますと電車が通るガード下にいるような状況ということですので、この情報が本年度最大の情報というところでございます。

山田委員

今聞いたら、非常に深刻な状況です。先日、大塚議員から西祖谷の診療所へ行った時に目撃した、大変な状況だったという話も聞きました。やはり特に県西部、県南部でこういうふうな事態が起こっているということです。

さらに、2月1日に牟岐町の中心街の上空で米軍機2機とドクターヘリの異常接近ということが既に報じられております。

この状況と、このドクターヘリのパイロットなどからの聞き取り、ヘリに積まれた機材によってどのような距離だったかなどの調査はされているのかということについてお伺いしたいと思います。

臼杵経営戦略部次長

ドクターヘリが飛行した直後に米軍機が飛んだという目撃に関してでございます。

本年2月1日に牟岐町におきまして、ドクターヘリが飛行した直後に米軍機の飛行が目撃されたことに関しまして、先般、2月9日でありますけれども、撮影されました写真を持参いただきまして、牟岐町の方などから申入れがなされたというところでございます。

写真を提供いただきました方から、牟岐町の町中上空で、防災ヘリかドクターヘリと思

われるヘリコプターのすぐ近くを米軍機が飛び抜けて行ったという情報を頂いたところでございます。

関係課確認をいたしましたところ、米軍機が目撃がございました2月1日の午前9時40分ごろ、ほぼ同時刻に海部病院を離着陸しました本県のドクターヘリがあったということが分かったところでございます。

このため、御提供いただきました写真データとともに、当該目撃の状況やドクターヘリの運行状況などにつきまして、外務省と防衛省に報告いたしますとともに、県民に不安を抱かせるような飛行訓練が実施されないよう対処いただきたいということ、米軍機の訓練については事前に可能な限り、詳細な飛行訓練に関する情報を把握して、時間的余裕を持って提供いただきたいということを翌日の2月10日に文書で依頼したところでございます。

パイロットの方の状況等でございます。

担当課を通じまして確認したところ、操縦士によりますとジェット機がレーダーで把握でき、目視もできたが距離も離れており高度も異なるため、特に危険を感じることはなく、回避の作業も不要であった、特に問題はなかったというお話をお聞きしておるところでございます。

調査につきましては、国のほうに情報を提供いたしまして、国におきまして適切に対処されるものと考えております。

#### 山田委員

国のほうに適切な対応を求めるのは当然として、県としてもドクターヘリについては機体等々で距離も含めて把握できるわけです。ドクターヘリが大体1日に1.3回くらい飛んでいるんです。だからドクターヘリそして防災ヘリのニアミスというのが非常に大きな問題になる。

もちろん国のほうへそういうことを要請するのは当然だけれども、その実態をまずしっかりつかむことも重要だと思うんです。

先ほど国のほうへ知らせておきますと、情報提供を求めていますと言いましたけれども、実は、日本上空を飛ぶ米軍機の個別の飛行計画を国土交通省や防衛省が事前に把握しているということは、既に高知県で2019年5月8日時点で新聞報道され、高知新聞が確認したということです。こういう状況は把握されているんですか。

#### 臼杵経営戦略部次長

まずドクターヘリの件につきまして申し上げます。

先ほど、2月10日に国に対して文書で依頼したところでございます。これに併せまして中国四国防衛局のほうに対しまして、本県のドクターヘリのあらかじめ設定した離着陸する場所を示しますランデブーポイントというものがございまして、この285か所の一覧も提供したところでございます。

国におきましては、米側に情報提供されるとともに、しっかりと要請を行いたいというお話も頂いておるところでございます。

また、飛行計画に関してでございます。

改めて中国四国防衛局のほうにこうした飛行計画がないのかということを確認しましたところ、そのような情報はないという回答を頂いたところでございます。

私どもは、これまでも国への要請の度に、事前に可能な限り詳細な飛行訓練に関する情報を把握し、時間的余裕を持って提供いただきたいと申し上げてきたところでございます。この度の問合せに関しても、米軍の訓練の運用に関することであり、米側に聞いても個別の飛行計画を明らかにしてもらえないが、自治体からの要望は伝えており、把握できた情報はできる限り提供を行いたいと、改めて回答があったところでございます。

#### 山田委員

こればかりに時間を取るわけにはいかないけれども、日本上空を飛ぶ米軍機の個別の飛行計画は、国土交通省や防衛省が事前に把握していることが分かっています。これは高知新聞です。本紙の取材に対して2013年に国交省などが認めたという報道もされているわけです。事実関係が違う。これについては、引き続き私のほうも調べるし、県のほうも高知新聞のこれがうそかどうかも含めて確認をしてほしいと思います。

それと、11月定例会の付託委員会の答弁で、中国四国防衛局が牟岐町、那賀町で低空飛行の調査をしたということでした。その時に臼杵次長から、三好市と海陽町においても調査をする方向だという答弁がされています。この動きは具体的にどういうふうになっているのかということについてもお伺いします。

#### 臼杵経営戦略部次長

国におけます調査に関してでございます。

本県におきまして、昨年11月24日から27日の4日間、那賀町と牟岐町におきまして、国の低空飛行の現地調査が実施されたところでございます。

現在、三好市及び海陽町でも調査を行うということで、私どもと日程の調査あるいは場所の確認を行っていただいております。3月中旬を目途に実施されるということで調整中でございます。

#### 山田委員

3月中旬を目途に調査するということです。この前は本県で言えば牟岐町、那賀町が初めての調査だったと、これも報道もされました。続いて2回目の調査を3月中旬頃に三好市と海陽町の上空ですということですので。

私のほうも、国のほうへいろいろと働き掛けたりしますので、県のほうも先ほどの飛行計画の問題も含めて、そしてドクターヘリの今回の個別事案についても県として最大限握れるところは握ってほしいということも要請しておきたいと思います。引き続きこの問題については聞いていきたいと思います。

残った時間で、総務委員会の最後ということもありまして、財政問題等々を聞いていきたいと思っております。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について聞きます。

国の三次補正分も含めた地方単独事業分のこれまでの県への配分、国庫補助事業の地方負担分について、その配分額と用途について御答弁いただけますか。

岡財政課長

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分額及び活用状況について御質問がございました。

まず、県単独事業分について申し上げますと、三次補正分につきまして新たに約59億円の配分がございました。年間を通して一次補正分、二次補正分、三次補正分と合わせまして219億円の交付限度額が示されたところでございます。県単事業分につきましては、これらを活用して予算措置しておりまして、本県予算計上額は230億円程度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を単独分として計上しているところでございます。予算額としては少し超過しているところでございますが、執行を見極めれば少し足りないぐらいというふうになるところかと思えます。

続きまして、国庫補助事業の地方負担分に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

この交付限度額については現時点で国において算定中でありまして、いまだ示されていませんが、3月上旬に内示の予定と聞いているところでございます。

使途としましては、国庫補助の裏分ですので、基本的には国庫補助事業の裏にそのまま充てることとなっております。

一部、例えばPCR検査費用の地方負担分についてもこの臨時交付金で措置される予定となっておりますが、これは法律上そのまま裏に充てることができませんので、これは先ほど言った単独事業の中で活用していく見込みと考えております

山田委員

PCR検査については確かに法律上と。しかし、結果的にはところてん方式で充てられるというふうな方向だと聞いております。

2月末までに国庫補助事業の裏負担部分は公表されるのではと思っていたのですが、まだその内示がないという状況ですので、それについては引き続き見ていかないといけない。

国庫補助事業の裏負担分は、本県においてはどれぐらいあるのか。

岡財政課長

本県においては、最終的な予算の計上額は7億円程度となっておりますので、その程度かと思っております。

山田委員

これについても見守っていきたいと思います。

今回の臨交金は新型コロナウイルス感染症対応ということになっているわけですが、今、全国的にも使い方についていろいろな意見が出ております。徳島市でも出ているようです。例えば、草刈りなどにも充てられているということをお聞きしました。その額と、どういった観点からこれを充当しているのかという点についてお伺いしたいと思います。

岡財政課長

委員より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を草刈りに充てているのではないかという御質問でございました。

当該事業としましては、恐らく県土整備部における道路環境整備事業がこれに当てはまるのではないかと思います。当該事業は6月補正において計上しております。快適な道路環境を維持するため、主要観光地へのアクセス道路において道路側溝の土砂の撤去、清掃や除草を行うものでございます。

この臨交金を充当した意図についてでございますが、そもそも6月補正はコロナ禍による経済活動の縮小によって影響を受けている県内事業者の皆様が、事業継続や雇用維持、新たな分野への事業展開などに取り組まれていることを可能な限り応援できるよう、業を創出し、応援していく、支援していくことに意を用いて構築しました。

具体的には、こうした単純労務を作り出す事業以外にも、事業者には20万円、50万円、100万円を補助しまして、新たな生活様式の導入を応援する、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業ですとか、新たな事業者の事業に取り組んでいただく、スマートライフ先取り！事業者応援事業をはじめとする様々な事業を通じて、県内企業の支援に努めたのが6月補正でございました。

単純労務を自治体の側で作っていくということでございますが、過去を振り返ってもリーマンショック時には、国のほうで緊急雇用創出事業臨時特例交付金というものを活用して、緊急的な雇用対策を行って今回と同様の事業を実施しているところでございます。

今回のコロナ禍でも、国に対しては全国知事会等からこうした緊急雇用創出事業をやってほしいと幾度も政策提言を行っているんですけれども、いまだ実現を見ていないところであり、今年度においては臨交金を活用してこうした事業を行っているところでございます。

なお、国がこういうような事業に使ってくださいと示している、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集においても同様の事例が掲載されており、使途としては適切なものであると考えているところでございます。

山田委員

突っ込みたいんですけども、時間の関係で先に行きたいと思います。

令和2年度の税収について聞きたいと思います。

令和2年度は元々地方財政が増収になるということが前提の予算が全国的にも編成されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症等々があったということで、地方税の状況と納税猶予の状況と、あわせて、減収や納税猶予に対して特例債の発行が認められますけれども、本県においてはどのような対応をされているのかという点についてお伺いします。

賀原税務課長

令和2年度の県税収入と納税猶予の関係で御質問いただきました。

説明資料14ページに内訳がございますけれども、令和2年度の県税収入につきましては当初予算額として775億円を計上しておりましたが、地方消費税や軽油引取税などで減収が見込まれる状況となったことから、今回、15億円の減額補正をお願いしているところでございまして、補正後の県税収入予算額は760億円となる見込みです。

税目別に御説明いたしますと、国の消費税と合わせて賦課徴収されます地方消費税が、当初予算では地方財政計画などを基に算定しておりましたが、これまでの納付額から再算定をいたしましたところ、当初見込みを下回りまして15億円の減収見込みとなっております。

次にディーゼル車両の燃料である軽油に課される軽油引取税が、課税数量の減少によりまして4億円の減収見込みでございます。

そのほか、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つであります自動車税環境性能割の臨時的軽減措置、税率を1パーセント軽減するものでございますが、6か月延長されましたので、このことによりまして1億円の減収見込みとなっております。

一方で、源泉徴収を選択した特定口座内での上場株式等の譲渡益を課税対象といたします、個人県民税の株式等譲渡所得割が譲渡益の増によりまして5億円の増収見込みとなるなど県税全体では15億円の減収となっております。

続きまして、納税猶予の特例制度に係る徴収猶予でございます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、税制上の措置として、厳しい状況下でございます納税者の方に対して、徴収猶予の特例制度が昨年4月30日に創設されました。この特例制度は令和3年2月1日までに納期限を迎える国税、地方税に限られておりまして、既に対象期間は終了してございます。

この特例制度の要件を簡単に御説明いたしますと、対象となる方は、令和2年2月以降、1か月以上の任意の期間の収入が前年の同じ期間に比べて、おおむね20パーセント以上減少し、かつ一時に納税することが困難な法人又は個人の方です。対象となる税目は、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する、ほぼ全ての税目でございます。納期限から1年間、延滞金不要で県税の徴収の猶予が受けられるものでございました。

この特例分の徴収猶予額でございますが、本県が賦課徴収する税目の12月末現在の徴収猶予許可額は合計で2億5,000万円余り。うち、翌年度に繰り越される額は約1億7,000万円となっております。

## 岡財政課長

歳入減に対する対策でございます。

地方自治体の歳入対策のため、全国知事会からの要望などを踏まえ、総務省においては令和2年度に限定し、減収補填債の制度拡充、費目の拡充や猶予特例債の新設などの措置が実施されたところでございます。

本県におきましては、先ほどの予算上の影響額とは少し変わってくるんですけども、減収補填債については通常分が23億円、今回拡充された分については9億円の発行が可能で、猶予特例債については約6億円の発行が可能となっているところでございます。

本県においても、税収の減を補填して、しっかり事業に取り組んでいくために、こうした制度の交付税措置の有無や一般財源の全体の状況を勘案しまして、2月補正予算におい

て減収補填債を拡充分9億円、加えて通常分6億円、計15億円分の計上を行っているところでございます。

ただ、減収額については1月時点の見込みに基づくものでございますので、税込確定後、他の財源や財政健全化への影響を見極めた上で、減収補填債を発行することとしたいと考えております。

#### 山田委員

時間がかかり詰まっております、二つ合わせて財政課長に聞きたいと思っております。

1点目は、令和2年度2月補正における財政調整的基金の積立状況、その結果としての残高。それと知事が記者会見で、財政調整的基金の取崩しも選択肢にと答弁されております。これについての見解について教えてほしい。

2点目に、新ホールの問題もゆっくり聞きたかったけれど時間がないので、二十一世紀創造基金と有利な県債等々を活用してと、以前の総務委員会で岡財政課長のほうから答弁がありました。既に県負担分で240億円、市負担分で25億円から30億円と、恐らく300億円を超えるだろうという大規模プロジェクト、開発になっているわけですがけれども、その財政的な見通しも併せて、この2点を御答弁いただいて質問を終わります。

#### 岡財政課長

まず1点目でございます。

財政調整的基金の状況、2月補正後の状況と今後の取崩しの見込みというところでございました。

本来は9月補正において決算剰余の積立てを行っているところでございますが、これを先送りしまして、2月補正で今回51億円の財政調整基金を積み立てているところでございます。その結果としまして、財政調整基金につきましては、令和2年度末で130億円、また減債基金671億円と合わせまして、財政調整的基金全体としては800億円余りとなっているところでございます。

記者会見で知事から言及があったところにつきましては、一旦、2月補正を行っておりますので、基本的には財源は全て基金等に積み立てております。今後、また新たに歳出、新型コロナウイルス感染症対策等で財政出動が必要になった場合は、基金の取崩しも視野に入れて対応していかなければならないと考えているところでございます。

また、新ホールについてでございます。

新ホールと関連して二十一世紀創造基金につきましても、基金の充当の取りやめや、基金の積立てを今回、行っているところでございまして、令和2年度末の二十一世紀創造基金の残高が206億円となっております。令和元年度末の190億円から16億円の残高増となっております。二十一世紀創造基金の残高を増やしているのは、今、委員のほうからも御指摘がありましたとおり、新ホールを含め、また国府支援学校等の大規模プロジェクトが今後目白押しでございますので、将来のそういった負担に向けまして、ハードに使える二十一世紀創造基金をしっかりと確保しながら、全体の財政運営に大きい影響を与えることなく、大規模プロジェクトを行っていくという方針で、二十一世紀創造基金については積立てをしているところでございます。

有利な県債や補助金につきましては、鋭意、担当課のほうとも詰めているところでございまして、引き続き、恐らく基本計画案が明日にもお示しされると思いますが、そういったものを見ながら、活用できるところについて活用していくというところで進めて、しっかりと安定的な財政運営と県の未来への投資を両立させながら、財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

## 長池委員

立川委員の関連になるんですが、AIであったり、RPAですか、そういった新しい技術を使って効率化を進めているのは非常にいいことだと思いますし、今後はどんどん進めていかななくてはならないんだろうと思います。

その観点から、今朝の読売新聞の社説なんですが、その中に地方行政とAIという記事がございました。社説の中では、AIの導入率というのは全国の都道府県では68パーセント、政令市は50パーセントに対して、市町村というのは8パーセントしか導入できていないということでありまして。その理由としては、小規模な自治体が多いので、導入するための財政であったり、導入に当たっての人材不足ということが指摘されております。それに対して国のほうも、それぞれの自治体が別々に導入するよりは、まとめて共同で導入したほうが導入しやすいだろうということで、導入の際の財政支援を単独で導入する場合は3割、共同導入なら5割を負担するという記事が載ってございました。

非常に、なるほどなというふうに思いました。奈良県は県と8市町がホームページなどで問合せなどに自動応答するサービスを共同導入したということで、そういうこともできるんだなというふうに思いました。

そういうことは多分、市町村との連携ということでございますので、明日の政策創造部関係の市町村課がメインになってくると思うんですが、いわゆる県庁のスマート推進ということと、県との連携というふうな視点で、この部局でも多少何か今後のことや今のことで言えることがあったら御答弁いただきたいと思っております。

## 脇田スマート県庁推進課長

長池委員から、県と市町村との連携の中で当課のほうでも何かできることがあればというような御質問でございます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、行政分野におけるデジタル化やオンライン化などの課題が顕在化しまして、それを解決するためにといたしますか、コロナ禍がもたらした県民の意識や行動の変化を社会変革へつなげるとともに、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた新たな日常を構築して、誰一人取り残さない社会の実現を目指すということで、昨年11月にデジタル社会推進本部を立ち上げたところでございます。

デジタル社会の実現のための実働組織といたしまして、推進本部内に新たにデジタル社会推進タスクフォースを設置いたしました。タスクフォースの中では、電子申請やAI、RPA適用業務の拡大、ローカル5Gの全県展開、デジタルデバインド対策等について、いろいろと検討し、意見を出していただきながら、デジタル社会の実現に向けたアクションプランを今、策定しているところでございます。

タスクフォースのメンバーの中には、県職員の若手職員や大学や民間の企業の方なども

入っていただいておりますし、市町村の職員さんもお二人ほど入っていただいております。

このタスクフォースの中で、県と市町村においてこういったことができるかなど、実際に市町村の方の意見も聞きながら、今後の取組について検討してまいりたいと考えております。

#### 長池委員

また明日、政策創造部関係の市町村課のほうでも詳しく聞いていきます。

危惧しているのは、できる市町村はできて、できない市町村はできないままずっといってしまうと、かなり問題があるのではないかとということです。特に、導入できない所の将来を考えると更にできないんです。職員の数も絞られておりますし、誰一人取り残さないというか、どこの市町村も取りこぼさないように、徳島県全体ではそういったAI化を進めていってください。デジタル社会推進本部で、そういうことも一つの課題として取り組んでいただきたい。国も手厚く、導入の負担もしてくれるといういい話でありますので、しっかりそれを視野に入れてほしい。徳島県と全部の市町村が一遍にやってもいいぐらいだと思うのです。市町村によってシステムが違ったりすると、また将来ややこしくなったりすることもありますので、そういうことも課題の一つとして、来年度、デジタル社会推進本部のほうで課題として取り組んでいただきたいと思います。

できるだけ効率化して、先ほど効率化した何万時間が違う行政サービスとして使えるわけですから、是非推進していただきたいというのを要望として言わせてもらって終わりたいと思います。

#### 浪越委員長

ほかに質疑はございますか。

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、山西議員及び扶川議員のほうから発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、山西議員及び扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いたします。

それでは質疑をどうぞ。

#### 山西議員

質問の機会を頂きありがとうございます。

私からは県庁内の記者会見室の運用についてお伺いいたします。

平成29年4月に国の指定重要文化財に関する記者会見を、県庁内で記者会見室を利用した団体が、令和2年12月に再度記者会見室を利用したいと申し出ましたが、今度は一転、使用を拒否されました。

なぜ、前回利用できたのに今回拒否されたのか、お伺いいたします。

#### 内海秘書課県政広報幹

記者会見室の扱いについて、御質問いただきました。

県は、県民の皆様に県政に関する情報を広く公開していくとともに、多くの方に分かりやすく説明する必要がある、その努力が求められているというふうに考えております。

記者会見室につきましてはパブリシティとしまして、報道機関の皆様には情報をお伝えし、新聞、テレビ、ラジオ等の媒体を通じて発信いただいております。

この記者会見室につきましては、県が実施する広報活動の一環として、県政に関する情報をお伝えするスペースとして用意させていただいております。県政の情報を的確に県民にお伝えする県広報の使命の中核を担う部屋であると考えております。

今、御質問のありました平成29年に文化財の関係で記者会見室において発表されたという件と、今回よく似た案件で使用できなかったというお話です。4月のほうにつきましては、文化財の特別公開に関する発表をここでされたというふうに承知しております。

今回のお話につきましては、文化財に関するお話と加えて、それに関連する具体的な内容全体を総合的に判断させていただきました。

記者会見室の使用につきましては、管理については秘書課のほうが、運用については基本的には記者クラブのほうが行っておりますので、全体的に県政に関すること、県政に資すること、また記者会見室が行政財産であることなどを総合的に鑑みて、我々秘書課のほうにも御相談いただいて、その実施の可否を最終的に判断したものと考えております。

#### 山西議員

記者クラブの話が出ましたけれども、この件については記者クラブの幹事社に既に了解を得ておまして、使用について進めておいた矢先に広報から待ったが掛かったというふうにお伺いいたしております。記者クラブの幹事社の件についてはそれは別に異論はないのですが、そもそもそれに待ったを掛けるというのはちょっと理解に苦しむところでございます。

話を進めますと、令和2年8月に県内のある大学の文学賞に関する記者会見が行われておりますし、令和元年9月には商工団体主催のイベント告知の記者会見も行われておまして、いずれも利用が認められております。

広報といろいろとお話しする中で、この時、県政との関わりということをおっしゃっておったというふうに伺っておりますが、少なくともこの2件は県の主催でも共催でもない、県政との関わりは見受けられないのに、なぜ過去に認められて今回認められなかったのかをお伺いいたします。

#### 内海秘書課県政広報幹

記者会見室の利用についてでございます。

こちらのほうにつきましては県政に関すること、また県政に資することということで、広く御利用いただけるようにと考えてございます。

もちろん県政記者会見室でございますので、県の例えば定例記者会見や臨時記者会見など、こういったものとの日程の調整もあるとは思いますが、県政に資することとい

う観点でも利用いただけるようにさせていただいているところであります。

その一方で、このスペース自身が行政財産でありますことから、行政目的に合っているかというところについても含めて最終的に、総合的に判断いただいているところでございます。

記者クラブのほうが最初に了解して、その後でというふうなお話なのですが、後になって私のほうに相談いただいて、そこでいろいろなお話になって、そういうふうに話が途中で変わってしまったのかなと考えております。

山西議員

そもそも利用に関するルール、いわゆる基準はあるのでしょうか。

内海秘書課県政広報幹

記者会見室の利用につきましては、県政に資すること、県政に関すること、また行政財産であること、行政目的に沿っているかということを経総合的に判断させていただいております。

山西議員

よく分かっておりますが、だからルールはあるのですかとお伺いします。

内海秘書課県政広報幹

秘書課のほうにおきましては、具体的に明示したものはございません。

山西議員

つまりルールはないということだと思います。

ルールがないとすれば、私は前例に従って、前例の中で許可されているのであれば、今回も許可すべきだったと思います。

その前例がどこかのタイミングで覆ったのではないかと考えています。

どういう手続で解釈を変更するのか、いつ誰が決裁を取ったのかお伺いいたします。

内海秘書課県政広報幹

御質問いただきました記者会見室の利用についてのルールに関しましては、秘書課としても御相談いただく中で最終的には県政記者クラブのほうで御決定いただいているところでございます。

秘書課のほうにおいてはこういったルール等はありません。また、特に決裁等は行っておりません。

山西議員

つまり答えられないということですか。そういうことですね。

先ほどいろいろお話しいただきましたけれど、全く答えになっていない。

私はこれは一定のルール、基準を作るべきだと考えます。

その上で使いたい人が申請して、そのルールに基づいて許可するかしないかを判断する。要は見える化、オープンにしないと、誤った判断が行われる可能性があります。いかがでしょうか。

黄田経営戦略部副部長

ただいま山西議員から、判断基準というか一定のルールを作るべきではないかという御提案がございました。

これまでも県政記者室の運営につきましては、秘書課のほうで、記者クラブの方と相談しながら適切に運営してきたところでございます。

議員からお話がありましたように、基準が明確でなく分かりづらいというところがございましたので、その点につきましては県民の方に分かりやすくお示しできる方法につきまして、記者クラブの方とも御相談しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

山西議員

基準については、今後検討するということで、今日は終わりたいと思います。

ただ、適切に運用してきたとおっしゃりたいのはよく分かりますが、それは行政側の言い分であって、対外的に見て適切かどうかという疑念を抱かれるようなことがあってはいけないということを申し上げております。

ですからしっかりとルールづくりをして、誰もが納得できるようにしていただきたいと思えます。

板東経営戦略部長

今回の事案は、文化財の関係が話の原点になっています。

私も昨年7月まで文化の担当のほうにございましたので、文化財の保全保護に関してどのようなスタンスかということは、重々承知しておるつもりでございます。

ただ一方で、寺社仏閣等の文化財ということになりますと、寺社仏閣等の資産というところもございまして、行政として関わっていくことは非常に難しいところもございまして、文化財保護等に関しては厳格な審査会等設けまして、どういう形で保全保護をやっていくかということにも努めております。

今回の事案に関しましても、そういったことで、そういうふうな観点も加味しながら、どういった形でされるのか、その中身や対応まである程度見させていただいて判断していかなければいけません。かつて、本当に古い時代の話になるのですけれども、県が行った展示が、単なるこの辺の文化の保存、保護という形で行ったものなのですけれども、大きな訴訟になって係争にまで発展したということもございました。

憲法の原理原則に沿って地方自治法の中で行政財産の管理を行っておりますので、やや慎重にならざるを得ないところがあるというところも御理解いただけたらと思えます。

議員の御指摘の点につきましては、透明性を上げる、公平公正にやるということでは、そういう指針なり方向性を示していくのは重要だと思えますので、しっかり正していきたいと思えます。

## 扶川議員

本会議でちょっとお尋ねした件の続きも少し、最初にお尋ねしておきたいんです。

平成26年11月15日にとくしま記念オーケストラの演奏会が美馬市脇町で開かれた前に、午前11時半から1時間ぐらい知事、川岸さん、市長、指揮者などを含めた四、五名が、一人当たり5,000円プラス飲み代1,000円で会食をしたという情報が寄せられたということ、私は申し上げました。

活動記録を見ますと、まほろば音楽祭～親子で楽しむクラシック in 美馬市というのが開かれております。一方で公用車の記録を見ますと、平成26年11月15日は8時から21時まで美波町で自動車運転業務が行われたとなっているのです。今もルールが明確でないみたいなお話がありましたけれど、実はずさんな公用車の記録になっておりまして、本会議の議論でも指摘させていただきました。

当時の川岸さんというのは、とくしま記念オーケストラ事業を株式会社モウブから下請されている業者でございます。その業者と一緒に知事さんや市長さん、市長さんなんて主催者です。そういう方が一緒に会食するということはあり得るのかという問いに対して適正に行われていますなんて言う。これを木で鼻をくくる答弁と言うのですね。全く内容のない答弁をされた。とても納得できるものではありません、きちんと調べてください。壇上で倫理条例違反の疑いがあると言って投げ掛けているのです。県民はそれを見ているのです。それに対してちゃんと答えられないままでいいのですか。このことから最初にお尋ねしたいです。

## 佐藤経営戦略部次長

ただいま扶川議員から、平成26年11月15日、これは先日の一般質問でも御質問が再問としてあった件だと思います。脇町で知事出席の会食が午前11時半頃から開催されたということでございます。そうしたものを含めてしっかりと調べるようにという内容だったと思います。

これにつきまして、本会議でも上田未来創生文化部長からお答えさせていただいたところでございます。とくしま記念オーケストラに係る事業につきましては、これまでも議会におきまして御答弁させていただいておりますとおり、適正に執行されているものと認識しておりますという御答弁だったと思います。

この日の知事の動きということに関しましては、先ほど扶川議員からもお話がございましたが、知事の活動記録ということで県のホームページに掲載させていただいているところでございます。ホームページへの掲載ということでございますので、広く公表させていただいております。これは当然県民の皆様はじめ県外の皆様や多くの方々にも御確認いただけるような状態となっているところでございます。

その内容を少し御紹介をさせていただきます。

平成26年11月15日土曜日になりますが、午前10時に美波町の薬王寺駐車場特設会場におきまして、全国井サミット in みなみの開会式が開催されたということでございまして、そちらのほうにまず出席させていただいたという状況がございました。続いて、午前10時53分の時点では、同じく美波町の薬王寺駐車場特設会場におきまして太鼓屋台、ちょうさ

の練り歩きに参加をさせていただいているところでございます。その後、午前11時18分には美波町の薬王寺駐車場特設会場におきまして、FMラジオ、B-FM791に出演させていただいているところでございまして、その後、午後2時から脇町のうだつアリーナにて開催されました音楽祭のほうへ出席をさせていただいたというような内容でございます。

先ほど議員からのお話として、11月15日の午前11時半からの会食に知事が出席したというようなお話でございますが、ただいま申し上げましたように午前11時18分から美波町のラジオ番組に出演をさせていただいているという状況がございますので、理由は私のほうでもよくは分かりませんが、議員から御指摘いただいているような状況はなかったのではないかと考えているところでございます。

#### 扶川議員

確かに、午前11時50分ぐらいまでそちらにいたら、午後2時には間に合うかも分からないけれど午前11時半には間に合いません。だから、提供いただいた情報の時間帯というのはおかしい。今こういう説明を受ければ確かにそうだと思います。しかし、午後2時にはこのまほろば音楽祭に行っているわけです。その間に食事はしていますよね。食事をどこでとって、その時に川岸さんなんかと食事をしていないかというのは分からないのですか。

#### 佐藤経営戦略部次長

11月15日の昼食をどこで取ったかというところでございます。

昼食は、この活動記録には表れておりませんが、時間帯からしても恐らく美波町で取られておるのではないかとというふうに考えております。ラジオ番組が午前11時18分からということで、そこから番組の終了後、基本的には食事を取られて脇町のほうに向かったということではなかったかというふうに考えております。

#### 扶川議員

分かりました。じゃあこれは今の答弁で県の認識は分かりましたので、もう少し私のほうで情報を頂いた方に、こういう答弁だったということをお返しして説明を求めようと思います。

いずれにしても私が中心に議論をしたかったのは、公用車の記録に美波町としか書いていないのです。答弁では、その日の最後に行った町村名を書くことになっているでしょう。最後は脇町です。この運行記録には、なぜ美波町と書いているのですか。

#### 佐藤経営戦略部次長

公用車の記録の記載方法についての御質問でございます。

こちらにつきましても、先日の一般質問の中で扶川議員から御質問いただいておりますが、経営戦略部長のほうから御答弁させていただいているところでございます。

知事の公用車の使用につきましては、徳島県県有車両管理規則に規定されております県有車両使用簿により運行管理をしているところでございます。知事等の公用車の場合は、先ほど御質問があったような日のように、1日に多数の行事があつて何度も本庁舎から行

事先ですとか、あるいは行事先から行事先へ移動するような場合がございます。こうした用務の関係で行事先に到着した後に、数分後には次の行事先に向かうような場合もございます。

このような特殊性を考慮いたしまして、その都度予定を記載するには膨大な手間と時間を要することになるということから、県有車両使用簿における行程につきましては、最も遠い市町村名のみを記載するというようにさせていただいているところでございます。そういった形で、車両使用後の記載を一部簡略化ということでもさせていただいているところでございます。

#### 扶川議員

答えていただけていませんけれど、最後は美波町ではなく美馬市なんです。記載ルールをそう定めてあるのであれば、記載を間違っています。その1日動いた主な所を書いておけばいいのだというような感じで書かれているのだと思います。

先ほど私が指摘したのは一例です。いろいろな疑念が湧いてくるのです。公用車が適正に使われているかどうかとか。

これは職員だけの話ではありません。職員は過去にいろいろ不祥事があったこともあって、極めて細かく書くようになっている。目的から、場所、時間帯、用務の内容、誰が行った、それと比べても全くいい加減です。膨大になると言っても、活動記録を見てください、どんなに多い時だってせいぜい七つ、六つくらいのもですよ。そのくらいしか回っていません。これを書くのに何が手間なのですか。元東京都知事の榊添さんの車両運行記録は、1枚の紙に1日分を何行にも分けて書くような仕組みになっていました。一般県職員も同じ車を1日のうちに何回か使うと、複数枚書くようになっていますよ。なぜ知事だけ、あるいは三役だけ例外なのですか。それをダブルスタンダードというのです。

本会議で知事さんは、他人に厳しく自分に甘いのではないかという批判が挙がっていますということを申し上げました。こんなことをやっていたら、そういうことを言われまです。実際、あの質問の後でパネルに書かれたこの二つの公用車の運行記録が欲しいという県民の方がいました。

もう少しきちんと、知事自身が先頭に立ってルールを守らないといけません。自分だけ特別扱いのルールを作るというのは納得がいかないです。

今、公文書管理条例が検討されておりますけれど、文書がきちんと作られて初めて管理することに意味があるので、元々の文書がこういうずさんなものでは、せつかく今、作られようとしている公文書管理条例が良いものになっても骨抜きになってしまいます。これは前からずっと申し上げているのです。

こういうことでは心配なので、是非今やろうとしている公文書管理条例については、厳格に、情報は県民のものであり、住民のものである、行政のものではないのだという観点できちんと記録するというものにしてほしいのです。

時間がありませんので今の検討状況、それから公文書管理条例がいつ頃素案、成案として出来上がるのか、見通しがあれば教えてください。

#### 高瀬法制文書課長

公文書管理条例制定の進捗状況等についての御質問を頂きました。

公文書管理条例につきましては、現在、庁内横断的な検討組織を設置して検討を進めているところでございます。

具体的には、昨年3月に、仮称ですけれども、徳島県公文書等管理条例検討会議を設置するとともに、その下部組織としまして実務担当者で構成する、現行公文書と歴史的公文書、現行公文書とは現に作成し使用している公文書になります。また歴史的公文書とは、保存期間を満了しまして現行公文書としての役割は終えましたけれども、歴史的、文化的価値があるとして文書館に移管した公文書になりますが、こうした二つの文書に関しまして、それぞれの部会を設けております。国の公文書等の管理に関する法律でありますとか、既に条例を制定しております、把握している所では14都県ございますけれども、そちらの条例も参考にしながら、まずはこの二つの部会において本県の条例の構成、内容の案を検討し、その結果を検討会議のほうで更に検討をいたしまして、最終的な条例案として取りまとめていくという手順で進めております。

これまでのところ、検討会議については2回、部会についてはそれぞれの5回ずつ開催をしております、順次、構成、内容について検討を進めているところでございます。

制定の時期ということですが、これまで今申し上げましたような形で検討を重ねてきておまして、条例案の構成内容につきまして検討を進めてきているところではございますけれども、現状まだ検討を続けている部分もございまして、現時点では条例の制定あるいは施行の時期を具体的に申し上げることは困難な状況でございます。

引き続き、条例案の取りまとめに向けまして、必要な作業を着実に進めていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

#### 扶川議員

あと2分ですので意見だけになってしまいますが、今申し上げた公用車の利用の状況についてもほんの一例で、例えば庁議の議事録であるとか、それから公文書管理条例を検討している会の記録も意思形成過程ですから、途中で茶々を入れられたくないということでパブリックコメントまで待ってくれというのはいいのですが、終わった後はちゃんと保存をして公開すべきです。

そういうところが公文書管理条例、それからそれと関係する県の情報公開制度の一番肝腎な点ですから、ここは何としても例外を設けてずさんな文書管理にならないように、この知事の公用車の記録みたいなものを許さないように、しっかり県民に納得できるものを作っていただきたいということを申し上げて終わります。

#### 佐藤経営戦略部次長

1点だけ補足させてください。先ほど議員からのお話で、いい加減な書き方という御指摘がございました。

先ほど申し上げましたが、知事の公用車の県有車両使用簿記入の際には最も遠い市町村名を記載するというところとさせていただいているところでございます。この日の場合はそれが美波町ということで整理させていただいたというところでございます。

あと、知事の公用車の行き先、公務の行き先等の県有車両使用簿への記載につきまして

は、先ほど申し上げたような取扱いとさせていただいているところでございますが、先ほど扶川議員からの御質問に対して御答弁させていただきましたように、知事の1日の活動記録ということで、1日の終わりにホームページにも公表させていただいております。こちらのほうはかなり詳細に公表をさせていただいております。

かねてより、扶川議員からは、知事の公務日程等がしっかりと分かるようにという御指摘もございました。私も47都道府県が、どのような形で知事さんの活動記録を公表されているか、その状況を見てみたのですが、徳島県知事の場合はかなり詳しく御紹介させていただいていると認識しているところでございます。

引き続き、これからも知事の公務日程の県民の皆様に対する公表につきましては、これまでどおり、しっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

浪越委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第2号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第34号、議案第35号、議案第58号、議案第62号、議案第63号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第85号

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

経営戦略部・監察局関係の審査に当たり、板東経営戦略部長をはじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の諸施策に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

依然、新型コロナウイルス感染症が県民生活に大きな影響を及ぼしております。

皆様方には、引き続き感染防止対策に万全を期していただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

#### 板東経営戦略部長

本年度最後の委員会ということで、経営戦略部・監察局・出納局を代表いたしまして一言、御挨拶申し上げます。

ただいま、浪越委員長から御丁重に御挨拶いただきまして、誠にありがとうございました。

浪越委員長さん、嘉見副委員長さんをはじめ委員の皆様方には、この1年間、経営戦略部・監察局・出納局関係の様々な案件につきまして、終始、熱心に御審議いただき、幅広い視点から様々な御意見、御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス禍ということで、全国的にはまだ緊急事態宣言が解除されていないというところもございますが、当部といたしましては、人、物、金、情報を主に所管しているということで、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えて、しっかりとニューノーマルを作り出していけるように頑張っていこうと思っておりますので、皆様方から頂戴いたしました貴重な御意見、御指導につきましては、私ども職員一同、今後の県勢発展に十分に生かしながら、今申し上げたような視点で取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、今後、ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに、我々職員に対しまして、今後な<sup>べんたつ</sup>お一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

1年間、ありがとうございました。

#### 浪越委員長

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。（14時50分）